

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神河町は、予防接種に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

兵庫県神河町長

公表日

令和6年7月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	感染の予防及び病気のまん延防止を目的として予防接種を行う。 伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 神河町は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 予防接種の実施 2 予防接種の実費徴収 3 予防接種実施の記録
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. ワクチン接種記録システム（VRS）
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条、別表の14の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号、別表の14の項 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、26、27、28、29の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25の項等
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前64番地 神河町役場 総務課 電話:0790-34-0001 ファクス:0790-34-0691 E-mail:soumu@town.kamikawa.hyogo.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒679-2414 兵庫県神崎郡神河町粟賀町385番地 神河町役場 健康福祉課 電話:0790-32-2421 ファクス:0790-31-2800 E-mail:kenkou_fukusi@town.kamikawa.hyogo.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月1日	公表日	平成27年6月24日	平成29年7月25日	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 4. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) :(17,18,19項)	(別表第二における情報照会の根拠) :(16-2,17,18,19項)	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 4. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) :なし	(別表第二における情報提供の根拠) :(16-2)	事後	
平成29年7月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成29年7月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康福祉課 課長 大中昌幸	健康福祉課 課長 桐月俊彦	事後	
平成30年6月28日	公表日	平成30年3月26日	平成30年6月28日	事後	
平成30年6月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
平成30年6月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	公表日	平成30年6月28日	令和1年6月28日		見直し
令和1年6月28日	I ー5ー②	健康福祉課 課長 桐月俊彦	課長	事後	
令和1年6月28日	II ー1	平成30年6月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II ー2	平成30年6月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV ー1		基礎項目評価書	事後	
令和1年6月28日	IV ー2		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV ー3ー目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV ー3ー権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV ー5		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV ー6ー目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV ー6ー不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV ー7		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV ー8		○自己点検 ○内部点検	事後	
令和1年6月28日	IV ー9		十分である	事後	
令和2年8月27日	公表日	令和1年6月28日	令和2年8月27日		見直し
令和2年8月27日	II ー1	令和1年6月1日 時点	令和2年8月1日 時点	事後	
令和2年8月27日	II ー2	令和1年6月1日 時点	令和2年8月1日 時点	事後	
令和5年8月4日	公表日	令和2年8月27日	令和5年8月4日		見直し
令和5年8月4日	II ー1	令和2年8月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年8月4日	II ー2	令和2年8月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年7月22日	公表日	令和5年8月4日	令和6年7月22日	事後	見直し
令和6年7月22日	I ー1 ①	神河町は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を用いることとする。 ・A類疾病及びB類疾病のうち制事で定めるものについて、町内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、実施対象者の把握、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。番号法においては、別表第一の10の項に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に特定個人情報をを用いることとなる。 番号法の別表第二に基づいて、神河町は、予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間	感染の予防及び病気のまん延防止を目的として予防接種を行う。 伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他の必要な措置を講ずることにより、健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 神河町は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 予防接種の実施 2 予防接種の実費徴収 3 予防接種実施の記録	事後	法改正対応
令和6年7月22日	I ー1 ②	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和6年7月22日	I ー3	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 2. 予防接種法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	番号法第9条, 別表の14の項	事後	法改正対応
令和6年7月22日	I ー4 ②	・番号法第19条第7号 別表第二(別表第二における情報照会の根拠) :(16-2,17,18,19項) (別表第二における情報提供の根拠) :(16-2) ・予防接種法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	【情報照会】 番号法第19条第8号, 別表の14の項 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25, 26, 27, 28, 29の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25の項等	事後	法改正対応
令和6年7月22日	II ー1	令和5年4月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和6年7月22日	II ー2	令和5年4月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	